

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年10月から同年12月までは26万円、2年4月から3年3月までは28万円、同年4月から同年9月までは30万円、4年4月から同年7月までは34万円、同年8月は38万円、同年9月から5年5月までは34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年10月までは41万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、6年1月及び同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月は44万円、7年1月から同年3月までは38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月から8年8月までは41万円、同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月から9年1月までは41万円、同年2月は44万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月から同年8月までは38万円、同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月及び同年12月は41万円、10年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは41万円、11年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月から同年8月までは41万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月から12年3月までは41万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月は50万円、同年9月から同年12月までは47万円、13年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは41万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月から14年1月までは44万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月から同年9月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：平成元年10月1日から15年9月1日まで

A社に正社員として勤務していた期間のうち、申立期間について、年金記録における厚生年金保険の標準報酬月額記録が、当時の給与額よりも低額に記録されている。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間について、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成元年10月から同年12月までの期間、2年4月から3年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、4年4月から5年1月までの期間、同年4月から7年6月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、8年7月から11年4月までの期間、同年6月、同年8月から12年1月までの期間、同年3月から13年11月までの期間及び14年1月から同年9月までの期間については、申立人が保管する給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、元年10月から同年12月までは26万円、2年4月から3年3月までは28万円、同年4月及び同年6月から同年9月までは30万円、4年4月から同年7月までは34万円、同年8月は38万円、同年9月から5年1月まで、同年4月及び同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月から同年10月までは41万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、6年1月及び同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年4月は38万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月及び同年9月は38万円、同年10月は44万円、同年11月は41万円、同年12月は44万円、7年1月から同年3月までは38万円、同年4月及び同年5月は41万円、同年6月、同年9月及び同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月、8年7月及び同年8月は41万円、同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月から9年1月までは41万円、同年2月は44万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月から同年8月までは38万円、同年9月は44万円、同年10月は47万円、同年11月及び同年12月は41万円、10年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は47万円、同年4月は38万円、同

年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は41万円、同年8月は44万円、同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは41万円、11年1月は38万円、同年2月は44万円、同年3月、同年4月、同年6月及び同年8月は41万円、同年9月及び同年10月は47万円、同年11月から12年1月まで及び同年3月は41万円、同年4月及び同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円、同年8月は50万円、同年9月から同年12月までは47万円、13年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年5月までは41万円、同年6月は47万円、同年7月は44万円、同年8月から同年10月までは41万円、同年11月及び14年1月は44万円、同年2月から同年4月までは41万円、同年5月から同年9月までは44万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成3年5月、5年2月及び同年3月、7年7月及び同年8月、8年1月から同年6月までの期間、11年5月、同年7月、12年2月及び13年12月については、申立人は給与明細書を保管していないものの、当該期間の前後の期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は同額であり、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと認められることから、3年5月は30万円、5年2月及び同年3月は34万円、7年7月及び同年8月は44万円、8年1月から同年6月まで、11年5月、同年7月及び12年2月は41万円、13年12月は44万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの期間、3年10月及び同年11月、4年1月、同年3月及び14年10月から15年7月までの期間については、前述の給与明細書により、当該期間の一部の期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間のうち、平成3年12月、4年2月及び15年8月については、申

立人は給与明細書を保管していない上、A社は、「当時の資料は確認できない。」と回答しており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人が保管する預金通帳の写し及び当該期間の前後の期間（平成15年8月については、その直前の期間）に係る給料明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びにその推移から判断すると、当該期間の一部の期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていたことが推認できるものの、当該期間における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に見合う額であったものと推認できる。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和35年2月1日から36年2月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を35年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から36年2月10日まで
② 昭和36年4月1日から38年7月23日まで

昭和34年4月1日に、A社が行っていたB町の現場に採用され、同現場の作業が終了した後は、他の現場を異動しながら38年7月22日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は、36年2月10日から同年4月1日までの2か月間のみとなっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和35年2月1日から36年2月10日までの期間について、申立人が名前を挙げた当時の現場の事務長及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間について、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記現場の事務長は、「現場の給与計算は私が行っていた。申立人のことはよく覚えており、当初は短期間の予定で採用し、厚生年金保険に加入させていなかったが、その働きぶりや人柄を見込んで、私が次に勤務するC町の現場でも引き続き勤務してもらうことになったため、異動した時点から申立人を厚生年金保険に加入させることとし、給与から厚生年金保険料を

控除した。」と具体的に供述している。

さらに、申立人が、B町の現場からC町の発掘現場に異動した時期については、上記現場の事務長は、「異動した具体的な日付までは覚えていないものの、私は、昭和34年10月1日にB町の現場に着任しており、当時、一つの現場では3か月間から4か月間程度作業を行い、次の現場に異動していた。」と供述しているとともに、申立人が名前を挙げた同職種の同僚は、「私は、昭和34年11月頃に申立人と異なる現場で採用され、その後、35年2月にC町の現場に異動し、同現場で申立人と一緒に勤務した。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和35年2月1日から36年2月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和36年2月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年2月から36年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和34年4月1日から35年2月1日までの期間については、当時の現場の事務長及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間のうち34年10月1日から35年2月1日までの期間について、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述のとおり、当時の現場の事務長は、申立人を採用した当初は厚生年金保険に加入させておらず、同保険料を給与から控除していなかった旨供述している上、当該事業所は、「当時、雑務に従事する者は、通常、短期間の雇用である場合が多かったことから、厚生年金保険に加入している者は少なかった。当社が保管する資料により、申立人が厚生年金保険に加入していたことは確認できるものの、同保険の資格取得日を確認できる資料は無く、このほかに申立人に関する資料は無い。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、当該期間における厚生年金保険の被保険者

記録が確認できる同僚のうち6人（現場の事務長を除く。）に照会し、5人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった上、申立人も、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、当該事業所は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出し、「この資料によると、申立人は昭和36年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。このほかに申立人に関する資料は無く、申立期間②に申立人が勤務していたか否かも不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、前述の現場の事務長は、「申立人が退職した時期は覚えていない。」と供述しているほか、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち14人（現場の事務長を除き、前述の回答が得られた同僚5人のうち4人を含む。）に照会し、8人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年11月4日付けで行われた申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知については、同日後に判明した事実により、申立期間のうち、5年4月1日から同年7月1日までの期間については、当該通知によらず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年3月1日まで

平成5年7月から7年1月まで病気療養のため休職し、健康保険の傷病手当金を受給していた。その際、傷病手当金が思った以上に少なかったことから、社会保険事務所（当時）に照会したところ、標準報酬月額が下げられていたことが分かったが、会社からはこれについての説明が一切なかった。

申立期間当時の月額給与は36万円近くあり、傷病手当金を受給していた時も同額の厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る雇用保険受給資格者証によると、申立人がA社を退職した平成6年2月28日の直前の6か月間における賃金日額が、オンライン記録における標準報酬月額と一致していること、また、オンライン記録において、申立人と同様に、5年4月1日の随時改定を追加訂正処理されていることが確認できる同僚のうち、所在が確認できた13人を抽出して照会したところ、回答が得られた6人のうち2人は、申立期間において、給与から控除された厚生年金保険料が少なくなったと供述している上、このうち一人は、同年2月分及び同年4月分の給与明細書を所持しており、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における当該同僚の標準報酬月額と合致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、21年11月4日付けで総務大臣による年金記録の訂正は必要でないとする

通知が行われている。

しかしながら、上記の通知後、当該事業所に係る別の申立てにおいて、平成5年4月1日から同年7月1日までの期間については、オンライン記録により、当該期間に係る標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるとともに、当該事業所に係る厚生年金保険料の滞納状況が確認できる資料及び複数の同僚から提供された当該期間に係る給与支給明細書から、当該減額訂正処理は事実即したものと考え難いと推認されることから、申立人のオンライン記録を改めて確認したところ、前述の申立てと同様に、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたものの、その後の7年6月8日付けで、遡って22万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間のうち平成5年4月1日から同年7月1日までの期間については、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年1月25日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に判明した事実により、申立期間のうち、5年4月1日から同年7月1日までの期間については、当該あっせんによらず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から12年12月31日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が説明なく減額されているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成9年8月、同年9月及び12年7月については、申立人から提出された給与支給明細書により、オンライン記録における標準報酬月額を上回る標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要であるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、23年1月25日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

一方、申立期間のうち平成9年8月、同年9月及び12年7月を除く期間については、上記あっせんに併せて、申立人から給与支給明細書が提出されている期間は、当該給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わないこと、また、給与支給明細書が提出されていない期間については、A社は、16年6月23日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本により17年2月4日に解散していることが確認できることから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び

厚生年金保険料控除額を確認できる関係資料を得ることができないこと等を理由として、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、上記のあっせん後、当該事業所に係る別の申立てにおいて、平成5年4月1日から同年7月1日までの期間については、オンライン記録により、当該期間に係る標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるとともに、当該事業所に係る厚生年金保険料の滞納状況を確認できる資料及び複数の同僚から提供された当該期間に係る給与支給明細書から、当該減額訂正処理は事実即ちしたものとは考え難いと推認されることから、申立人のオンライン記録を改めて確認したところ、前述の申立てと同様に、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたものの、その後の7年6月6日付けで、遡って24万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間のうち平成5年4月1日から同年7月1日までの期間については、社会保険事務所（当時）において、当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年1月31日付けで行われた申立人の年金記録の訂正は必要でないとする通知については、同日後に判明した事実により、申立期間のうち、5年4月1日から同年7月1日までの期間については、当該通知によらず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から11年9月まで

申立期間は、A社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間における標準報酬月額は、実際に支給を受けていた給与支給額より低額な記録となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から給与支給明細書が提出されている期間は、当該給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できること、また、給与支給明細書が提出されていない期間については、申立人の供述内容、及び当該期間の前後の期間に係る給与支給明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることが確認できることから、当該期間においても同様であったと判断できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年1月31日付けで総務大臣による年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、上記の通知後、当該事業所に係る別の申立てにおいて、平成5年4月1日から同年7月1日までの期間については、オンライン記録により、当該期間に係る標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できるとともに、当該事業所に係る厚生年金保険料の滞納状況が確認できる資料及び複数の同僚から提供された当該期間に係る給与支給明細書から、当該減額

訂正処理は事実在即したものととは考え難いと推認されることから、申立人のオンライン記録を改めて確認したところ、前述の申立てと同様に、当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたものの、その後の7年6月7日付けで、遡って24 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間のうち平成5年4月1日から同年7月1日までの期間については、社会保険事務所（当時）において、当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を、昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月25日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社の被保険者資格喪失日が昭和32年9月25日、C社の同資格取得日は同年10月1日となっており、被保険者期間が1か月欠落している。

A社とC社は関連会社であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和32年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年10月1日にC社において同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、申立人は、「当時は、C社の新工場が建ち、勤務場所が変わったが、事業主は同じであった。」と供述している上、商業・法人登記簿謄本によると、C社の会社設立時の代表取締役は、A社と同一であることから、両社は関連企業であると認められる。

また、申立人は、「A社及びC社に勤務していた期間について、業務内容及び勤務形態等全てに変更はなかった。」と供述している上、A社とC社の双方で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚8人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）に照会し、回答が得られた6人のうち3人は、「申立人は、

A社及びC社に継続して勤務していた。」と供述しており、そのうちの一人は、「申立人は、私と同じく正社員のまま変わらずに勤務していた。申立人の仕事は、両社で製造であった。」と供述している。

さらに、上記3人のうちの一人及び別の二人は、「私は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、同社の後継会社であるB社は所在地が不明であるため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4422 (事案 1476 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和34年4月7日、同資格喪失日を35年10月11日とし、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月7日から35年10月11日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無いと第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は認められないとのことであった。しかし、C社に勤務する前は、A社に間違いなく勤務していた。今回、新たに同僚の名前を数名挙げるので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出のあった履歴書(申立人は、C社退職時に入手した人事記録であるとしている。)によると、「昭和34年4月にA社に社員として勤務」及び「35年10月に同社退社(C社業務に従事するため)」と記録されていることが確認できるが、i)申立人が記憶する一人の同僚及びその同僚が記憶する一人の同僚は、申立人と同様に、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、ii)当該事業所の事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる8人に照会したが、回答が得られた5人は申立人を記憶していないため、申立人の当該事業所における勤務状況等について確認できないこと、iii)B社は、申立人の申立期間当時の勤務状況等について、「資料が無いため不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できないこと、iv)当該事業所の事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前の記載がなく、一方、同名簿に

において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、新たに 3 人の同僚の名前を挙げており、回答が得られた 2 人のうちの 1 人は、「私は、昭和 35 年 4 月に入社し、申立人と同じ部署で一緒に仕事をしていた。申立人は 1 年先輩であり、社員寮では同室であった。私は 37 年 1 月に退職したが、申立人はそれより早い 35 年 10 月頃に退職した。」と供述しており、他の一人も、「私と申立人は昭和 34 年 4 月に入社した。私は製品の管理等の仕事をしていましたが、申立人は販売の仕事をしていたので、毎日のように顔を合わせていた。申立人が退職したのは、35 年 9 月か 10 月頃であった。」と供述していること、及び申立人が当該事業所の退社と同時に勤務した C 社から新たに提出された昭和 35 年 10 月 14 日付けの手書の履歴書（申立人が入社時に提出したものである。）には、34 年 4 月 7 日に A 社に入社し、35 年 10 月 10 日に退職したことが記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記回答が得られた同僚二人は、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無いものの、申立期間又はその一部期間を含む期間において当該事業所に勤務していた複数の者が、申立人と同様に被保険者期間に欠落があるとして、年金記録確認地方第三者委員会に対して訂正のあつせんを求めた申立てにおいて、当該委員会が同僚照会したところ、当時の労働組合の役員から、「当時、総務担当者は厚生年金保険料を控除しながら届出をしていなかった。」旨、及び同僚から、「昭和 32 年ぐらいから 37 年ぐらいまで、厚生年金保険料を控除していたが手続を取っていなかった。厚生年金保険料を控除しながら届出をしていなかったため、昭和 37 年 10 月頃に、加入手続が取られた。」旨の供述が得られている。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 37 年 10 月 15 日付けで 212 人の従業員を厚生年金保険に加入させていることが確認でき、上記の供述と符合する上、当該事業所では、「平成 12 年頃に退職した者を対象に、厚生年金保険の未加入期間に対する補償金を支払った事実があった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の当該事業所における申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は、「当時の資料が無いため不明である。」と回答

していることから確認できないが、当該事業所に係る上記事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から35年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年3月1日、同資格喪失日に係る記録を40年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を39年3月から同年9月までは2万円、同年10月から40年6月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から40年7月1日まで

申立期間は、A社で正社員として勤務し製造業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。一緒に勤務していた同僚には同保険の加入記録があるのに、自分だけ記録が無いのは納得できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入退社の経緯、当時の勤務場所及び従事業務に関する具体的な供述、申立人と一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人は、いずれも、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間前後において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者二人に照会したところ、いずれも「自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。」と供述している上、このうち

の一人は、「厚生年金保険には社員全員が加入していたと思う。」と供述している。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする上述の同僚6人のうち2人、及び当該事業所の被保険者名簿により、申立期間前後において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる前述の二人の計4人のうち、申立期間当時の社員数に係る供述を得られた3人は、いずれも「社長を含めて7人から10人であった。」と供述しているところ、被保険者名簿によると申立期間の当該事業所における厚生年金保険の被保険者数は6人から8人であったことが確認できることから、当時、当該事業所においては、社員のほぼ全てを同保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、昭和39年3月から同年9月までは2万円、同年10月から40年6月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年3月から40年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和60年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、加入当初である申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、61年4月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であったが、申立人は、申立期間の保険料を毎月納付したと述べており、遡って納付した記憶はないとしている。

さらに、申立人は、申立期間の月額保険料を1万3,000円ぐらいとしているが、申立期間の実際の月額保険料は6,740円であることから、申立人の述べる金額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで
将来のことを考え、年金の必要性を感じたので自ら国民年金に加入した。
収入がなくなる前の平成21年3月まで一度も未納とすることなく国民年金保険料を納付してきたのに、加入当初である申立期間の3か月分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和53年6月頃に申立人の夫と連番で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であったが、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付について記憶がなく、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと述べているが、その夫から申立期間の保険料納付について聴取できない上、同夫も申立期間の保険料が未納であることから、申立人の保険料のみが納付されたものとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 50 年 5 月 31 日となっているが、同社には、同年 5 月末日まで勤務したと記憶しているので、同資格喪失日は同年 6 月 1 日になるはずである。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 16 年 6 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、商業・法人登記簿謄本により確認できる現在の事業主は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用並びに厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚 4 人の名前を挙げているものの、このうち二人は既に死亡しており、他の二人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、連絡先も不明であることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち 10 人に照会し、8 人から回答が得られたものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記の回答が得られた同僚のうち、当時、事務担当者であった者は、「当該事業所では、申立期間当時、月末日の 1 日前まで勤務した場合であって

も、月末日まで在籍したことにならず、最後に勤務した日を退職日とする取扱いを行っていた。また、雇用保険と厚生年金保険の手続は、同時に行っており、雇用保険の被保険者資格喪失手続の際には、退職日の確認資料として、従業員ごとに毎日の作業内容等を記録したものを必ず添付していた。月末日まで勤務しなかった者からは、退職した月に係る厚生年金保険料を控除していないはずである。」と具体的に供述しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和 50 年 5 月 30 日となっており、この記録は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（当該離職日の翌日）と符合している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚のうち、申立人と同様に、月末日の直前に被保険者資格を喪失している 11 人について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも、当該事業所の離職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは符合していることが確認できる上、当該 11 人のうち昭和 50 年 5 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している 1 人は、「私は、年金記録のとおり、昭和 50 年 5 月 29 日に退職しており、翌日から国民年金に加入する手続を行い、同保険料を納付した。」と供述している。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 31 日から 46 年 2 月 1 日まで

昭和 43 年 12 月 17 日から 45 年の夏頃までの期間は A 社が経営する B 店で勤務し、その後、46 年 1 月 31 日までの期間は B 店の支店にあたる C 店で勤務したが、年金記録を確認したところ、申立期間の記録が確認できない。

申立期間について、両店に勤務していたことは間違いないので、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について A 社が経営する B 店及び C 店で勤務していたと主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 44 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、同社の取締役及び現地の支配人であったことが確認できる者に照会したものの、「高齢のため、記憶も確かでないことから、お答えできない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の直前に記録が確認できる同僚（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）15 人に照会し 6 人から回答を得られたところ、そのうち 3 人が、「B 店は、A 社の全喪日（昭和 44 年 10 月 31 日）以降も営業していたと思う。」と回答しており、当該 3 人のうち申立人を記憶していた二人は、「B 店及び C 店における申立人の勤務期間は特定できないが、申立人は、両店に勤務していたと思う。」と供述して

いるものの、申立人から提出された失業保険被保険者証に係る雇用保険データによると、申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 1 月 27 日までの期間について、申立事業所とは異なる事業所に勤務していたことが確認できることから、申立人の申立内容について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、上記の別の事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 50 年 10 月 1 日であり、申立期間当時、適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 1 日から 44 年 2 月 25 日まで
② 昭和 44 年 2 月 28 日から 45 年 1 月 29 日まで

申立期間①は、A店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、B店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の「期間は思い出せないが、申立人と一緒にA店で勤務していた。」との供述、及びビルのテナント管理者の「申立期間①当時、当該ビル内にA店が存在し、その営業者はD社（申立期間①当時は、C社）であった。」との回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、C社が経営するA店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 4 月 1 日であることから、申立期間①当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は平成元年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、申立期間①当時、代表取締役及び取締役であったことが確認できる者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚 5 人の名

前を挙げているものの、このうち申立人を当該事業所に紹介したとする者は、生存及び所在が不明であるほか、他の4人のうち3人は姓のみの記憶であり、個人を特定することができない上、唯一個人を特定することができた者は、「申立期間①当時、当該事業所が社会保険に加入していたかどうかの記憶はなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかも分からない。」と供述しており、当該同僚からは申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年4月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者6人に照会したところ、A店に勤務していたとの回答が得られた二人は共に、「同日以前から当該事業所に勤務していた。」と供述しているものの、両人からは、当該事業所が適用事業所になる前の勤務期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

- 2 申立期間②について、ビルのテナント管理者は、「申立期間②当時、当該ビル内にB店が存在し、その営業者はE社であった。」と回答していることから、申立人が勤務したと主張しているB店の事業所は、E社であったと認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、E社は、平成12年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により確認できる当該事業所の申立期間②当時の代表取締役は既に死亡しているため、取締役であった者のうち生存及び所在が確認できた者に照会したものの、回答を得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げているものの、当該事業所に係る被保険者原票によると、このうち一人は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、生存及び所在が不明であるほか、他の一人は姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間②に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者22人に照会したところ、当該事業所が経営するB店に勤務していたとの回答が得られた9人は、いずれも「申立人については記憶がない。」と供述しており、これらの者からも申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用並びに同保険料の控除について供述を得

ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票に申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番がないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。